

平成29年度 宮崎市地域貢献学術研究事業助成金（募集要項）

1. 助成制度の目的・性格

宮崎市は、平成18年1月の1市3町合併、また平成22年3月の清武町との合併により、地域資源が増加し、産業構造のバランスも図られたことから、県都として、また南九州、あるいは東九州の中核都市として、さらなる発展が期待されています。

また、本市では、「市民が主役の市民のためのまちづくり」の理念のもと、限られた経営資源や地域資源を有効に活用し、地域の活力を引き出していく都市経営の視点を持って、様々な施策に取り組んでいるところです。

地域の活力を維持、向上させていくためには、地域の多様な主体が連携し、知恵やノウハウを共有しながら、新たな価値を共に見出す『共創』が重要になります。

そこで、豊富な知識、技術、人材を有する市内の大学及び短期大学（以下、「大学等」という。）から地域課題や行政課題の解決に資する調査・研究の提案を募集します。

2. 助成対象者

宮崎市内の大学等の教員

3. 助成対象となる研究

大学等が行う研究のうち、「宮崎市」または「宮崎市を中心とした圏域」を対象とし、地域課題や行政課題の解決に資すると認められる研究で、次項に掲げるものとします。

(1) 産業人材の育成に関する研究

外国人の高度ICT技術者に対する効果的な日本語教育など、高度な技術を持った産業人材を育成・集積するための研究とします。

(2) 食生活と健康との相関関係に関する研究

塩分摂取の現状や肉・魚・野菜の摂取量と健康との相関関係など、市民の食生活の傾向や健康との関係性についての研究とします。

(3) 子どもの貧困対策に関する研究

対応が急がれる子どもの貧困について、要因の分析や解決に向けた教育面からのアプローチなど、対策を講じるための研究とします。

(4) 宮崎のブランド力の向上に資する研究

宮崎の強みである地域資源を活用し、ブランド力を向上させるための研究とします。

(5) 多様で自律性のある地域コミュニティの形成に資する研究

地域自治区における地域活動に学生が参画し、地域の特性を生かして、地域の課題解決に向けた取組を提案し、継続的な取組につなげるなど、地域ニーズに合ったサービスを提供するための研究とします。

4. 募集件数と助成限度額

予算（1, 200万円）の範囲内で6件程度とします（1件につき上限200万円）。

5. 助成対象経費

助成の対象となる経費は、研究の実施に直接要する経費とします。

下記対象経費一覧を参照してください。

対象経費	活用例
報償費	講師等謝金、その他謝礼など
旅費	先進地視察への旅費など
消耗品費	研究材料、書籍等の購入など
印刷費	資料印刷など
通信運搬費	郵送料など
使用料	会場等施設の使用料など
その他市長が必要と認める経費	ただし、食糧費および施設整備に係る経費は除く

6. 助成対象期間

研究は、平成30年2月28日までに完了することとし、市に対して研究成果を報告していただきます。また、必要に応じて中間報告を求める場合があります。

7. 応募方法

所定の申請書類により、提出期限までに提出してください。

●提出書類

- ・実施計画書（※様式1号別紙1）
- ・収支予算書（様式任意）
- ・その他研究内容に関する参考書類（様式任意）

●応募期間 平成29年4月7日（金）～平成29年5月8日（月）

●提出方法

持参または郵送により提出してください。

（提出先）

〒880-8505

住所記載不要 宮崎市役所 企画財政部企画政策課

●提出期限

平成29年 5月8日（月） 17時まで【郵送の場合は当日必着】

8. 審査および選定

応募いただいた書類については、下記のような観点から審査し、総合的に判断します。

評価項目	主な観点
現状分析と課題整理	宮崎市の現状を的確に分析したうえで、今後、宮崎市が解決すべき課題が整理されているか。
先駆性	新たな視点や着眼点に基づくユニークな内容か。
具体性	課題解決のための具体的な手段が示されているか。
効果	期待される効果は明確か。
公平性	研究の成果が特定の個人等の利益に偏っていないか。

9. 選定結果の通知

平成29年5月末を目途に、文書により選定結果をお知らせします。
なお、それ以前の選定結果の可否の確認や通知後の選定理由をお答えすることはできません。あらかじめご了承ください。

10. 実績報告

助成を受けて行った研究については、研究終了後30日以内または3月末日までに所定の書類により、実績報告を提出していただきます。
なお、報告内容は、市ホームページにおいて公表します。

●実績報告提出書類

- ・助成金実績報告書（※様式4号）
- ・研究成果報告書（様式4号別紙1）
- ・決算書（様式任意）
- ・領収書（経費のうち、謝金・旅費・市長が必要と認めた経費のみ）
- ・その他市長が必要と認める書類（様式任意）

11. 研究成果等の取扱い

助成を受けた研究の成果は、研究者に帰属するものですが、地域課題や行政課題の解決等に向け、本市が活用することがありますので予めご了承ください。

なお、助成を受けた研究に係る事故等に関する各種責任を市は一切負いません。

12. その他

選定後の助成金の交付申請等については、別途通知します。
その他不明な点等は、お問い合わせください。